

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年5月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	愛知県	
3. 市区町村名	岩倉市	
4. 届出番号	8	
5. 独自利用事務の事例番号	57-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.iwakura.aichi.jp/0000003263.html	

執行機関名 岩倉市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	岩倉市遺児手当支給条例(昭和50年岩倉市条例第21号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 岩倉市遺児手当支給条例(昭和50年岩倉市条例第21号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和63年法律第238号) 第1条	岩倉市遺児手当支給条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>遺児の健全な育成と福祉の増進</u> を図るため、遺児手当(以下「手当」という。)の支給について定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		岩倉市遺児手当支給条例 (昭和50年4月1日条例第21号) 岩倉市遺児手当支給条例施行規則 (昭和50年4月1日規則第2号)